

資料

憲法改正に関する条項

藤井新一

日本国憲法の改正問題が政界或は識者の間に叫ばれておる
おり、主な世界各国憲法の改正条項及び修正方法を記載しお
くことも無意味ではない。

(一) アメリカ合衆国憲法（一七八九年）

第五条

連邦議会は両議院の三分の二が必要と認めるときはこの憲
法に対する修正（amendment）を發議し、或は各州中三分
の二の州議会の請求あるときは、修正發議のための憲法會議
（convention）を召集しなくてはならない。いづれの場合で
も改正は、連邦議会在選定すべき承認の二方法中の一に従っ
て、各州四分の三の州議會によつて承認されるか、或は四分
の三の州における州における州憲法會議（conventions）に
よつて承認されるときは、あらゆる意義において完全にこの
憲法の一部として効力を有する。ただし一八〇八年以前に行

われる修正によつて、第一条第九節第一項および第四項の規
定に変更をきたすことはできない。またいづれの州もその同
意なくして、元老院における平等の投票権を奪われることは
ない。

(二) ベルギー国憲法（一八三一年）

第一三一条

立法権は憲法のある条項を指示して、それを修正する必要
がある旨を宣言することができる。前項の宣言の後、両議院
は当然解散となる。ついで第七十一条に従い、あらたな両議
院が召集されることを要する。新議院は国王と共同して、修
正に付せられた点を判定する。この場合各議院は少くともそ
の総議員の三分の二の出席がなければ議事を行うことができ
ない。また少くとも投票の三分の二の賛成がなければ改正の
議決をすることができない。

(三) イタリア共和国憲法（一九四七年）

第一三八条

憲法改正法律およびその他の憲法的法律（憲法増補）は、各議院において少くとも三ヶ月をへだてて引きつづき二回の審議をへて採択され、第二回の投票で各議院の議員の絶対多数によって可決される。これらの法律はその分布後三ヶ月以内に一議院の議員の五分の一、五〇万の選挙権者、または五つの州議会からの要求があるときは、人民投票に付される。人民投票に付された法律は、有効投票の多数で可決されない限り公布しない。法律が第二回の投票で、各議院でその議員の三分の二の多数で可決されたときは、人民投票は行われな

第一三九条

共和政体は憲法改正の対象となることが出来ない。

(四) ドイツ連邦共和国根本法（一九四九年）

第一四六条

この基本法はドイツ国民の自由なる決議により議決せられた憲法が効力を発生する日にその効力を失う。

(五) フランス共和国憲法（一九五八年）

第八九条

憲法の改正発議は内閣総理大臣の提案にもとづく大統領、および国会議員に競合して行う。改正案は同一条文において両議院より可決されなければならない。改正はレフェンダムにより最終的に承認される。しかし大統領が合同会議に召集された国会に付議することを定める場合、改正案はレフェンダムに付されない。この場合において改正案は有効投票の五分の三の多数を集めなければ承認されない。合同会議の理事部は国民議会の理事部とする。領土が侵されている場合、改正手続に着手しまたはこれを追求することはできない。共和政体はこれを改正の対象とすることはできない。

(六) ソビエト社会主義共和国同盟憲法（一九三六年）

第一四六条

ソ同盟憲法の改正は、ソ同盟最高ソビエトの両院の各々において、三分の二を下らない多数で採択されたソ同盟最高ソビエトの決議によってのみ行われる。

(七) 中華人民共和国憲法（一九五四年）

第二十七条

全国人民代表大会は次の職権を行使する。

- (一) 憲法を改正すること。
- (二) 法律を制定すること。
- (三) 憲法の実施を監督すること。

第二十九条

憲法の改正は全国人民代表大会が全代表の三分の二以上の多数をもって可決する。法律及びその他の議案は、全国人民代表大会が全代表の過半数をもって可決する。

(八) ポーランド人民共和国憲法（一九五二年）

第九一条

憲法の改正はポーランド人民共和国国会により議員総数の半分以上が出席して三分の二以上の多数決により採択された法律によってだけおこなうことができる。

(九) 日本国憲法（一九四六年）

第九六条

この憲法の改正は各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議し国民に提案してその承認を得なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙が行われる投票においてその過半数の賛成を必要とする。憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は国民の名でこの憲法と一体を成すものとして直ちにこれを公布する。